

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険(国保)は、病気やケガをした時に安心して病院にかかれるように、日ごろからお金を出し合いみんなで助け合う制度です。被保険者の皆さんより納付いただいている国民健康保険税は、医療費の支払いに必要不可欠な財源となっています。国保の健全な運営のため、国民健康保険税の納付に、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度国民健康保険税率

《今年度の税率変更のポイント》

- ・法令の改正に伴い、課税限度額を見直しました。
- ・医療給付費分の「資産割額」を廃止しました。これにより、「所得割額」の税率を見直しましたが、これまでに積み立てた国民健康保険基金を活用することで、保険税の大幅な上昇を抑えました。
- ・応能・応益(注1)の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を行いました。

		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度	
国民健康保険	医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	6.0%	
		資産割額	固定資産税額に乘ずる率	10.0%	
		均等割額	1人につき	25,400円	
		平等割額	1世帯につき	22,000円	
		課税限度額		610,000円	
	後期高齢者 支援助金等分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.27%	
		均等割額	1人につき	10,400円	
		平等割額	1世帯につき	4,600円	
		課税限度額		190,000円	
	介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.28%	
		均等割額	1人につき	12,700円	
		平等割額	1世帯につき	3,800円	
		課税限度額		160,000円	
					6.4%
					—(廃止)
				26,100円	
				18,900円	
				630,000円	
				2.4%	
				9,700円	
				7,000円	
				190,000円	
				2.28%	
				11,700円	
				5,900円	
				170,000円	

(注1) 応能: 経済的負担能力に応じたもの(所得割額)
 応益: 被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注2)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。

なお、今年度は、軽減判定所得基準額を引き上げることで、軽減制度を拡充しました。

軽減割合	軽減基準額	
	拡充前	拡充後
7割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯	
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+28万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯	「33万円(基礎控除額)+28.5万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+51万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯	「33万円(基礎控除額)+52万円」× (世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯

(注2) 特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

圃住民課 ☎388-1115